

## 20 外部監査公表第3号

地方自治法第252条の38第6項の規定により、平成20年7月7日に福岡市長から包括外部監査人による監査の結果に対する措置について通知を受けたので、同項の規定により次のとおり公表する。

平成20年9月4日

福岡市監査委員	光	安	力
同	江	藤	博美
同	竹	本	忠弘
同	福	田	健

### 1 監査報告と措置の件数

- 13外部監査公表第1号（平成13年4月5日付 福岡市公報第4873号（別冊）公表）分  
平成11年度の福岡市病院事業に関する財務の事務の執行、および経営管理について  
・・・5件  
包括外部監査の結果に関する報告に添えて提出する意見  
・・・7件
- 14外部監査公表第1号（平成14年4月15日付 福岡市公報第4968号（別冊）公表）分  
福岡市高速鉄道事業について  
・・・1件
- 15外部監査公表第1号（平成15年4月17日付 福岡市公報第5063号（別冊）公表）分  
環境局所管の廃棄物処理行政及び環境保全対策に関する財務事務の執行について  
・・・2件
- 17 外部監査公表第1号（平成17年4月28日付 福岡市公報第5255号（別冊）公表）分  
テーマ2 財団法人福岡市水道サービス公社の出納その他の事務の執行について  
・・・1件  
テーマ3 総務企画局情報化推進室に係る財務事務の執行について  
・・・2件
- 18 外部監査公表第1号（平成18年4月10日付 福岡市公報第5346号（別冊）公表）分  
テーマ1 - 1 経済振興局の一般会計に係る財務事務の執行について  
・・・3件  
テーマ1 - 2 財団法人福岡コンベンションセンターの出納その他の事務の執行  
について  
・・・7件  
包括外部監査の結果報告書に添えて提出する意見  
・・・5件  
テーマ2 福岡市土地開発公社が保有している土地の取得、保有、処分に関する事  
務の執行ならびにこれらに関する事業計画の執行と財務状況について  
・・・1件

### 2 講じた措置の内容

以下のとおり

13外部監査公表第1号(平成13年4月5日付 福岡市公報第4873号(別冊)公表)分  
 平成11年度の福岡市病院事業に関する財務の事務の執行, および経営管理について  
 保健福祉局

監査の結果	措置の状況
<p>5 一般会計からの繰入金及び補助金について                      繰入基準について                      ロ) 法第17条の2第1項第2号関係                      何を持って高度・特殊な医療とするかの判断について, 社会情勢の変化や技術進歩にともなって適宜見直しを行うことが求められるはずである。しかし, 両病院ともそのような見直しを定期的に行うような制度を具備していない。この点についても改善の余地があるものとする。</p>	<p>平成19年に総務省が定めた「公立病院改革ガイドライン」に基づき, 平成20年度にはすべての公立病院が「病院改革プラン」の作成を義務づけられている。この中には「繰入基準の明確化」も盛り込まれていることから, 同プラン作成とあわせて, 指摘の点も含めた新繰入基準を作成することとした。                      (20年度病院改革プラン策定委託経費措置済)</p>
<p>他会計繰入金の決算書表示について                      (他会計繰入金を決算書に表示する際その趣旨, 目的ごとに)節を分ける, 又は明細表に作成する等の方策により, 繰入の個別の内容を明らかにすることが望まれる。</p>	<p>平成19年に総務省が定めた「公立病院改革ガイドライン」に基づき, 平成20年度にはすべての公立病院が「病院改革プラン」の作成を義務づけられている。この中には「実施状況の点検・評価・公表」も盛り込まれていることから, 同プラン作成とあわせて, 指摘の点も含めた公表手法を検討することとした。                      (20年度病院改革プラン策定委託経費措置済)</p>
<p>7 固定資産購入手続及び固定資産の管理状況について                      減価償却の妥当性                      イ) 市民病院                      病院システムの一部としての固定資産管理システムの導入を検討するべきである。</p>	<p>固定資産管理システムについては, 平成20年度に導入することとした。                      (20年度予算対応可能)</p>
<p>9 人件費について                      病院事業が独立採算を前提とするのならば, 少なくとも職員が病院事業で勤務した期間に係る退職金相当額は病院事業で負担するのが合理的である。</p>	<p>病院事業は地方公営企業法の一部適用(財務規程のみ)であることから, 退職金の取り扱いは一般会計で処理していたものである。                      現在, 病院事業の経営形態を変更するため「病院事業運営審議会」に諮問中であり,</p>

	<p>答申後すみかに方針決定を行い，新たな経営形態（地方公営企業法全部適用，地方独立行政法人，指定管理者制度のいずれか）へ移行する中で，指摘の件についてもあわせて整理することとした。</p> <p>（20年度病院改革プラン策定委託経費措置済）</p>
<p>福岡市の病院事業では退職給与引当金を計上していないが，病院事業の業績を適正に把握・表示するためには，各会計期間に属する費用として，職員在籍期間中に発生した退職金相当額の退職給与引当金を計上する必要がある。</p>	<p>病院事業は地方公営企業法の一部適用（財務規程のみ）であることから，退職金の取り扱いは一般会計で処理していたものである。</p> <p>現在，病院事業の経営形態を変更するため「病院事業運営審議会」に諮問中であり，答申後すみかに方針決定を行い，新たな経営形態（地方公営企業法全部適用，地方独立行政法人，指定管理者制度のいずれか）へ移行する中で，指摘の件についてもあわせて整理することとした。</p> <p>（20年度病院改革プラン策定委託経費措置済）</p>

包括外部監査の結果に関する報告に添えて提出する意見

意見	措置の状況
<p>第1 給食の委託化について</p> <p>1. 市民病院</p> <p>（給食業務の外部委託は，）福岡市の将来の病院事業構想に従って，中長期的な計画をもって実施していくことが望まれる。</p>	<p>給食業務の外部委託については，新病院から実施することで，平成19年度に労使合意が整っている。</p>
<p>2. こども病院</p> <p>こども病院でも経済性・効率性の観点から給食の委託化を検討することが必要であると考えます。市民病院とタイミングを合わせて具体的に検討しておくことが望まれる。</p>	<p>給食業務の外部委託については，新病院から実施することで，平成19年度に労使合意が整っている。</p>
<p>第2 給与費の流動化について</p> <p>少なくともある程度は，給与費の額を収入比例的に発生するものに変えて</p>	<p>給与費の流動化については，現行公務員制度の枠の中では，困難であるが，現在，病院事業の経営形態を変更するため「病院</p>

<p>いく必要があると思われる。</p>	<p>事業運営審議会」に諮問中であり，答申後すみかに方針決定を行い，新たな経営形態（地方公営企業法全部適用，地方独立行政法人，指定管理者制度のいずれか）へ移行する中で，指摘の件についてもあわせて整理することとした。</p> <p>（20年度病院改革プラン策定委託経費）</p>
<p>第3 予算制度について</p> <p>迅速で弾力的な予算の運用を行い，経営管理目的に役立てるためには，現場管理者と予算執行責任者とを一致させることが望ましい。</p> <p>一案としては，条例改正が必要なことではあるが，病院事業についても管理者を置くことを認め，予算の執行責任者を現場の経営者に一致させることが考えられる。</p>	<p>病院事業は地方公営企業法の一部適用（財務規程のみ）であることから，事業管理者を置いていないが，現在，病院事業の経営形態を変更するため「病院事業運営審議会」に諮問中であり，答申後すみかに方針決定を行い，新たな経営形態（地方公営企業法全部適用，地方独立行政法人，指定管理者制度のいずれか）へ移行する中で，指摘の件についてもあわせて整理することとした。</p> <p>（20年度病院改革プラン策定委託経費措置済）</p>
<p>第6 地域医療体制における両病院の位置づけと福岡市病院事業の将来図について</p> <p>1. 地域医療体制における両病院の位置づけ</p> <p>(1) 福岡市民病院の現状と課題</p> <p>機能面として，公立病院が率先して行うべき救急医療体制がない。</p> <p>市民の医療ニーズも変化しており，又，高度・特殊医療の提供という観点から診療内容の見直しも必要である。</p> <p>少子高齢化の進展により，保健・医療・福祉が一体となった総合的な取り組みが求められていると考えられるが，その地域における中核的センターとして，市民に信頼される開かれた病院として機能することが求められている。</p>	<p>福岡市の病院事業については，市立病院が担うべき医療機能や経営形態について，「病院事業運営審議会」に諮問中であり，答申後すみやかに方針を決定し，事業化に着手する。</p> <p>（20年度新病院創設事業経費措置済）</p>
<p>(2) こども病院の現状と課題</p> <p>小児の高度専門医療には多くの人手がかかり，診療単位時間が長くなる。</p>	<p>福岡市の病院事業については，市立病院が担うべき医療機能や経営形態について，「病院事業運営審議会」に諮問中であり，</p>

<p>また、診療機器には高い精度が求められるなど、単位当たりの診療経費は高額になる。</p> <p>機能としては小児医療専門病院であるにもかかわらず産婦人科がないこと。このため、出産後の乳児を搬送するという形でしか受け入れられず、母子それぞれに負担が生じる可能性がある。</p> <p>開設後20年以上経過し、一部施設が老朽化し、今後、修繕費等運営経費の増加が予想される。</p> <p>福岡市以外から患者受け入れは別表1のとおり46.7%であるが、他市からの補助、赤字負担はほとんどない。地域連携、貢献について、理解をもとめる必要があると思われる。</p>	<p>答申後すみやかに方針を決定し、事業化に着手する。</p> <p>(20年度新病院創設事業経費措置済)</p>
<p>2. 経営の状況と繰入金依存体質からの脱却</p> <p>将来的には両病院の統合の可能性についても検討することが望まれる。コスト以外の影響も十分考慮に入れた上で統合化の可能性について検討していくことが望まれる。</p>	<p>現在、市立病院が担うべき医療機能や経営形態について、「病院事業運営審議会」に諮問中であり、答申後すみやかに方針決定を行い、新たな経営形態(地方公営企業法全部適用、地方独立行政法人、指定管理者制度のいずれか)へ移行する中で、指摘の件についてもあわせて整理することとした。</p> <p>(20年度病院改革プラン策定委託経費)</p>

14外部監査公表第1号(平成14年4月15日付 福岡市公報第4968号(別冊)公表)分  
福岡市高速鉄道事業について

監査の結果	措置の状況
<p>11 外郭団体((財)福岡市交通事業振興会)との取引について</p> <p>清掃業務等の外部への再委託手続について</p> <p>交通局から同振興会へ委託した清掃業務は、更に外部へ業務委託されており、その際の契約方法は、3年毎の入札、入札後2年間は随契の方法で運用されている。</p> <p>毎年入札していないのは、交通事業に</p>	<p>市の契約事務取扱を踏まえ、振興会としても、より競争性・公平性・透明性を高めるために、公募型指名競争入札の導入や郵送による入札の実施、また、予定価格の事前公表などを既に導入している。さらに、地場企業育成・受注機会の拡大の観点から入札要件の緩和も実施している。</p>

<p>おける清掃等業務は、不特定多数の利用者に対する利便、鉄道の輸送安全、業者の作業安全など特殊な業務内容があり、これらの業務の効率化並びに経費の効果的運用を図るため（交通局見解）とのことである。</p> <p>業務内容をよく吟味することによって、市の契約事務取り扱いに近づけていくことが望ましい。</p>	
---	--

15外部監査公表第1号（平成15年4月17日付 福岡市公報第5063号（別冊）公表）分  
環境局所管の廃棄物処理行政及び環境保全対策に関する財務事務の執行について  
環境局

監査の結果	措置の状況
<p>4-4-4-(1) ア 西部埋立場の埋立業務委託について</p> <p>特命理由を検討すると、まず(1)の理由について、人材、器材、長年の経験と実績を有していることが挙げられているが、この理由だけからは、同様な条件を具備する他業者がいるのであれば、競争入札によることが可能であるから、特命の理由にならない。また、類似業者よりの確かつ効率的に業務を行うことができることを理由に挙げられているが、実証的根拠はない。</p> <p>つぎに、(2)では「福岡市の指導のもと設立された会社」であることを理由に挙げられているが、設立時の「福岡市の指導」については、内容は不明であった。内容不明なものを特命随意契約理由に掲げることは妥当とは言えない。</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2第2項に定める、市町村が一般廃棄物の収集・運搬又は処分を市町村以外の者に委託する行為は、公法上の契約であり、地方自治法第234条の規定は適用されないと解されるが、特命随意契約理由の記載に留意される必要がある。</p>	<p>本件委託については、環境施設関連業務の委託のあり方について検討を行うため、有識者等による委託業務研究会を設置し、検討を行ってきた。</p> <p>この研究会において、「廃棄物の最終処分地である埋立場は、地元及び周辺地域の環境に十分配慮した埋立処分を実施する必要があり、特に埋立場は、日常の継続的な管理の蓄積が重要であり、その安全性及び環境保全に対しては市民の関心は非常に大きく、地元及び市民が信頼するに足る技術で適正かつ安全に処理することが大前提である。</p> <p>また、福岡市の埋立場は福岡市と福岡大学との共同実験の結果から提案した埋立技術である「準好気性埋立構造（福岡方式）」を採用しており、現在の受託業者は埋立場開設以来、長年に亘り廃棄物の適正な埋立処分を実施し、高度な専門知識、技術及び資格を有した業務経験者が多数在籍し、埋立作業の技術ノウハウを蓄積していることから、現在の委託者との特命随意契約が妥当。」との提言がなされた。</p> <p>これを受け、本市としても特命随意契約によることとした。</p>

<p>4-10 4-(1)ア 東部埋立場管理業務委託 特命随意契約理由については、「4-4 施設課 4 . 実施した監査手続及び監査結果 (1)ア . 埋立業務委託」に関する指摘事項に同じ。</p>	<p>本件委託については、環境施設関連業務の委託のあり方について検討を行うため、有識者等による委託業務研究会を設置し、検討を行ってきた。</p> <p>この研究会において、「廃棄物の最終処分地である埋立場は、地元及び周辺地域の環境に十分配慮した埋立処分を実施する必要がある、特に埋立場は、日常の継続的な管理の蓄積が重要であり、その安全性及び環境保全に対しては市民の関心は非常に大きく、地元及び市民が信頼するに足る技術で適正かつ安全に処理することが大前提である。</p> <p>また、福岡市の埋立場は福岡市と福岡大学との共同実験の結果から提案した埋立技術である「準好気性埋立構造（福岡方式）」を採用しており、現在の受託業者は埋立場開設以来、長年に亘り廃棄物の適正な埋立処分を実施し、高度な専門知識、技術及び資格を有した業務経験者が多数在籍し、埋立作業の技術ノウハウを蓄積していることから、現在の委託者との特命随意契約が妥当。」との提言がなされた。</p> <p>これを受け、本市としても特命随意契約によることとした。</p>
---	---

17外部監査公表第1号（平成17年4月28日付 福岡市公報第5255号（別冊）公表）分

1 水道局

テーマ2 財団法人福岡市水道サービス公社の出納その他の事務の執行について

監査の結果	措置の状況
<p>- 4 . 水道料金調定・収納業務について (3) - 5 ) 未納額及び不納欠損処分 平成15年度の不納欠損処分件数 2,854件のうち無断転居が2,812件、倒産が34件、その他が8件となっている。無断転居による不納欠損の場合が多い。不納欠損件数や不納欠損処分額は増加傾向にあるため、無断転居に対する対策を検討する必要がある。</p>	<p>不納欠損処分額の減少及び無断退居調査業務の軽減による営業業務の効率化を図るため、営業所において徴収困難と判断した債権について、文書又は電話による入金案内業務を債権回収会社（サービサー）に平成19年10月から委託している。</p>

2 総務企画局

テーマ3 総務企画局情報化推進室に係る財務事務の執行について

監査の結果	措置の状況
<p>c. 開発用端末及び業務用端末について            ユーザIDに対する権限設定（ライブラリやファイルへのアクセス権限設定）が行われていないため，職務権限（分掌）を越えた不正アクセスを事前に防止することが出来ない状況となっている。ユーザIDの業務別権限設定を行うことが必要である。</p>	<p>ユーザID毎の業務別権限設定を行った。</p>
<p>アクセスログについて            アクセスログが記録されていることにより，異常なアクセスがあった場合は遡って検証することができるが，現状では当該ログの定期的レビューが行われていない。より管理水準を高めるためには，パスワードの運用及びユーザIDの業務別権限設定を行った上で，適時にレビューを行い，異常なアクセスがないかを確認する必要がある。</p>	<p>業務別権限設定外のデ - タアクセスに対して，定期的なレビューを実施した。</p>

18外部監査公表第1号(平成18年4月10日付 福岡市公報第5346号(別冊)公表)分

テーマ1 - 1 経済振興局の一般会計に係る財務事務の執行について

監査の結果	措置の状況
<p>2.2.3 経営基盤の強化（経営支援課）            4) 長期にわたり定額化している小規模事業指導費補助金            交付要綱がないまま，長期にわたり定額補助が継続していた。活動指標及び成果指標を明確に定義して補助額を検討する必要がある。</p>	<p>当該補助金については，地場小規模企業の経営基盤の充実を目的として交付しているものであり，数値指標として企業の経常利益率や流動比率などが考えられるが，これらの指標は景気動向など当該補助事業以外の要因によって変動する要素が大きく，これらを成果指標として補助額の算定の基礎とすることは不適切と考える。            活動指標については，経営相談件数などの報告による管理を行っている。            平成17年度に補助対象経費等の見直しを行うとともに，交付要綱を策定し，平成18年度からは交付額を一部減額している。</p>



<p>4.2.4 情報関連産業の振興(新産業振興室)</p> <p>3) 外郭団体に対する補助金の交付要綱の必要性について</p> <p>外郭団体は補助金審査委員会の対象外であり,交付要綱は必要ないとしている。外郭団体への補助金も支出の根拠,補助金額算定の方法等を交付要綱により明確化すべきと考える。</p>	<p>平成 19 年度中に補助金交付要綱を作成した。</p> <p>(科学技術振興課)</p>
<p>福岡観光宣伝隊派遣業務委託について</p> <p>福岡市観光宣伝隊を派遣することが福岡市の集客効果・経済効果に役立つのか測定できないので,この事業自体が必要なのか考えるべきと思われる。</p> <p>なお平成 18 年度において当該契約で実施されていた「まつり交流」は廃止し,「三津交流事業」については見直しを行う予定となっているとの説明を受けた。</p>	<p>「まつり交流」事業については,平成 17 年度をもって事業を終了した。「三津交流事業」についても,交流のあり方について 3 市で協議した結果,まつり交流を主体とした観光宣伝隊の相互派遣は行なわないことを確認した。</p> <p>(観光振興課)</p>

テーマ 1 - 2 財団法人福岡コンベンションセンターの出納その他の事務の執行について

監査の結果	措置の状況
<p>3.2.1 国際会議場施設維持管理業務委託業務</p> <p>4) 国際会議場施設維持管理業務委託の入札について</p> <p>予定価格と最低制限価格は公表されているのに,最低制限価格で入札したのは従来業者のみである。当該入札について入札参加業者間における競争性が確保されているとは認めがたい。</p> <p>また,清掃等業務委託契約の最低制限価格は,従来は標準調査価格の 50%としていたが,平成 16 年度から 70%に改正された。このため過去 2 年間約 71 百万円で契約され円滑に実施されていた業務が,最低制限価格が 70%に改正されたとはいえ,契約金額が約 11 百万円も一気に増加している。制度改正を機に</p>	<p>財団においては,市の契約事務規則や要綱,単価を準用し,契約事務を行っており,競争性の確保に向けた市の取組についても可能な限り導入しているところである。</p> <p>「競争性の確保」については,今後とも,市の取組を参考として検討していくよう指導した。</p> <p>なお,市の「最低制限価格や設計単価」については,不当なダンピング等を防止し,適正な業務の水準を維持するとともに,受注業者の被雇用者の賃金等の労働条件の確保といった観点から設定したものであり,財団の社会的な位置づけを踏まえると,市の取扱を準用せざるを得ないと考えている。</p> <p>このため,こうした政策的な取扱を踏まえた上で,競争性の確保を図るなど,財団</p>

<p>設計金額の見直し等柔軟な対応をすべきであったと思われる。</p>	<p>の経営効率を向上させるよう指導した。 (誘致宣伝課)</p>
<p>3.2.2 国際会議場利用サービス業務委託 国際会議場利用サービス業務委託の特命随意契約について コンベンションセンターは、他に大規模学会等の運営ノウハウを取得し続けている競合他社はないとの理由で、(株)福岡市民ホールサービスと今後も特命随意契約を継続する方針のようである。全国に目を広げれば同様の施設運営の業者は存在するので、広く参入可能な業者を調査し、数年に一度は入札を行うべきである。</p>	<p>財団に対し、広く参入可能な事業者を調査するなど競争入札による契約の可能性を検討するよう指導した。 また、特命随意契約を行う場合は、その理由を厳格に判断するなど、適切な事務執行を行うよう指導した。 (誘致宣伝課)</p>
<p>4.2.1 マリンメッセ施設維持管理業務 マリンメッセ施設維持管理業務委託の入札について 予定価格と最低制限価格は公表されているのに、予定価格 80,700 千円(税抜)よりわずかに低い金額を各社が提示し、結局同じ業者が落札している。当該入札について入札参加業者間における競争性が十分確保されているとは認め難い。</p>	<p>財団においては、市の契約事務規則や要綱、単価を準用し、契約事務を行っており、競争性の確保に向けた市の取組についても可能な限り導入しているところである。 「競争性の確保」については、今後とも、市の取組を参考として検討していくよう指導した。 (誘致宣伝課)</p>
<p>4.2.2 マリンメッセ催事運営管理業務 3) マリンメッセ催事運営管理業務委託の特命随意契約について 当該委託業務については、業務遂行能力のある業者が存在しないことを理由として特命となっているが、同様の音響照明業務を市内類似施設では他の業者が実施している。当該業務を実施可能な業者が他にも存在する可能性は十分にあると考えられ、常に特命とするのではなく、数年に一度は入札等を検討すべきである。</p>	<p>財団に対し、広く参入可能な事業者を調査することや、設計や仕様書など、入札条件の工夫により、競争入札の可能性を検討するよう指導した。 また、特命随意契約を行う場合は、その理由を厳格に判断するなど適切な事務執行を行うよう指導した。 (誘致宣伝課)</p>
<p>4.2.3 マリンメッセ駐車場警備業務 3) マリンメッセ駐車場の有効活用について 駐車場は 801 台収容できるスペースがあるので、コインパーキング等空きス</p>	<p>当該駐車場については、マリンメッセ福岡の利用者のための駐車場であり、一般には、催事に影響のない範囲内で貸出している。 財団に対し、今後とも周辺の需要の動向</p>

<p>ペースを有効活用することも考えるべきである。</p>	<p>を見ながら，費用対効果も考慮し，より一層の有効活用に努めるよう指導した。 (誘致宣伝課)</p>
<p>5.2.1 国際センター施設維持管理業務委託</p> <p>3) 国際センター施設維持管理業務委託の平成17年度入札について 過去20数年間特命随意契約であった業務について平成17年度は指名競争入札が行われている。しかし，予定価格と最低制限価格が公表されているにも拘らず，結局落札価格は予定価格より若干低いだけの特命随意契約で算定した金額とほぼ変わらない金額となっている。</p>	<p>財団においては，市の契約事務規則や要綱，単価を準用し，契約事務を行っており，競争性の確保に向けた市の取組についても可能な限り導入しているところである。「競争性の確保」については，今後とも，市の取組を参考として検討していくよう指導した。 (誘致宣伝課)</p>
<p>9.3 意見</p> <p>1) 借入金利息の計上費目について 借入金の支払利息が事業費の施設管理運営費及び施設改修費に含めて計上されているが，財務費用等の別項目として施設管理運営費及び施設改修費から分離することが望ましい。</p>	<p>財団に対し，費用の適切な開示の観点から，借入金利息の計上費目を含む会計処理の方法について検討するよう指導した。 (誘致宣伝課)</p>

包括外部監査の結果報告書に添えて提出する意見

意見	措置の状況
<p>テーマ 1-1 経済振興局の一般会計に係る財務事務の執行について</p> <p>1.2 経済振興局主管の補助金等の問題点 以下のような問題点が見受けられた。 補助金交付要綱が個別に作成されていない例(2.2.3の3，2.2.4の3)，6.2.2の3))，外郭団体への補助金は交付要綱が除外されている例(4.2.4の3))が見受けられた。一部については平成17年度に作成されているが，未だ十分なものとはなっていない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2.2.3 3) については，平成16年度中に補助金交付要綱を作成した。 (経営支援課)</li> <li>・ 2.2.4 3) については，平成17年度に事業廃止したが，要綱作成周知の徹底を図った。 (振興課)</li> <li>・ 6.2.2 3) のうち，平成17年度の監査時点で未作成であった観光サービス対策事業補助金については，平成17年度中に補助金交付要綱を作成した。 (観光振興課)</li> <li>・ 4.2.4 3) については，平成19年度中に補助金交付要綱作成した。 (科学技術振興課)</li> </ul>

<p>3.1 貸付金の与信審査について</p> <p>保証実行後 3 ヶ月以内での破綻案件も発生しているので、今後、国の信用補完制度の改定に合わせて民間金融機関にコストの一部を負担させる部分保証制度等の導入や、民間金融機関の信用情報や審査機能の有効活用により、代位弁済の低減に努めることが望まれる。</p>	<p>部分保証や民間金融機関の機能活用については、金融機関のコスト負担や審査機能の活用が図られるように、平成 19 年 10 月から国の信用補完制度が改定されており、これに伴って本市制度を改定している。</p> <p>(経営支援課)</p>
<p>テーマ 1-2 財団法人福岡コンベンションセンターの出納その他の事務の執行について</p> <p>1 委託料について</p> <p>契約方法について</p> <p>各種機械設備の保守点検を製造したメーカー(直系)でないと保守しえない等の理由で特命随意契約が非常に多い。最近では機器のメーカーを問わずにビルなどの維持管理を総合的に請負う業者も多数あるので、入札又は数社との相見積りによる随意契約の可能性を検討する必要がある。</p>	<p>財団に対し、広く参入可能な事業者を調査するなど競争入札による契約の可能性を検討するよう指導した。</p> <p>また、特命随意契約を行う場合は、その理由を厳格に判断するなど、適切な事務執行を行うよう指導した。</p> <p>(誘致宣伝課)</p>
<p>指名競争入札の実効性について</p> <p>指名競争入札が行われている業務では、予定価格よりもわずかに少ない金額帯に入札が集中し、前年度と同じ業者がわずかな金額の差で落札している例がある。入札において競争性が確保されているのか疑問があり、入札方法の改善を要すると考える。</p>	<p>財団においては、市の契約事務規則や要綱、単価を準用し、契約事務を行っており、競争性の確保に向けた市の取組についても可能な限り導入しているところである。</p> <p>「競争性の確保」については、今後とも、市の取組を参考として検討していくよう指導した。</p> <p>(誘致宣伝課)</p>
<p>施設別の業者選定方法について</p> <p>同一業務であっても、施設ごとに異なった業者を選定して委託契約を行っているケースが多い。3つの施設を対象として委託した方が、規模の利益が働き経済的・効率的と思われるし、委託料の削減可能性もあるものと思われる。</p>	<p>国の中小企業者に関する契約の方針等を踏まえて、財団に対し以下のとおり指導した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の効率的執行を通じたコスト縮減を図る観点から、適切な発注ロットを設定すること</li> <li>・また、適切な発注ロットを設定した上で、</li> </ul>

	<p>価格面，数量面，工程面等からみて，業務を分離・分割して発注することが適切かどうかを十分検討し，可能な限り分離・分割して発注を行うよう努めること</p> <p style="text-align: right;">（誘致宣伝課）</p>
--	--

テーマ2 福岡市土地開発公社が保有している土地の取得，保有，処分に関する事務の執行ならびにこれらに関する事業計画の執行と財務状況について

監査の結果	措置の状況
<p>1.3.3 1) 造成工事の落札率と入札制度改革について</p> <p>福岡市は平成13年4月より入札制度改革を実施しており，一定の成果が現れつつある。現状の入札制度改革を今後も継続的に進め，工事の品質を維持しつつ，競争性が機能する業者選定を行うことが望まれる。</p>	<p>平成19年12月，工事についての一般競争入札の大幅な拡大や中間技術検査の導入など新たな入札制度改革を取りまとめ，平成20年1月から実施している。これにより，入札に係る競争性が大幅に向上し，また，工事品質の向上も同時に見込まれるものである。今後も，入札制度の改善を継続して実施する。</p>